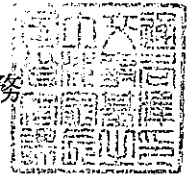




国海安第 167 号の 2
平成 21 年 1 月 15 日

社団法人日本船用工業会
専務理事 山下 暁 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 秋田 務



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部改正について

標記については、2006 年 10 月に開催された IMO の第 55 回海洋環境保護委員会 (MEPC55) において採択されたふん尿等浄化装置における排水基準及び性能試験基準に関する改正ガイドライン(決議 MEPC.159(55))に対応するため、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正を行いました(平成 20 年国土交通省令第 92 号)。これに伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部を別紙のとおり改正し、平成 22 年 1 月 1 日より適用することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

詳細内容をご覧になりたい場合は、詳細をお送りいたします。

文書番号および文書名をご記載の上、事務局まで E-mail または FAX でお申し出ください。

日本船用工業会 / E-mail : info@jsmea.or.jp FAX : 03-3591-2206 担当 : 大内



海防法検査心得の改正について

1. 背景

2006 年 10 月に開催された MEPC55 においてふん尿等浄化装置における排水基準及び性能試験基準に関する改正ガイドライン(決議 MEPC. 159(55)) が採択され、2007 年 7 月に開催された MEPC56 において前述の決議 MEPC. 159(55) の適用時期に関する統一解釈が承認された (MEPC56/23 ANNEX17)。

我が国においては改正ガイドラインを担保するため、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令(平成 20 年 11 月 6 日国土交通省令第 92 号) (以下「改正技術基準省令」という。) を公布したところ、これに対応して海防法検査心得の改正を行う。

2. 概要

- ① ふん尿等浄化装置の能力について、改正技術基準省令及び改正ガイドラインに対応するよう一部改正。
- ② 現存船に施行の日前に納品された旧基準のふん尿等浄化装置については「施行の日前に設置された」装置とみなすことを規定。
- ③ 施行の日前に納品されたふん尿等浄化装置について、納品日を確認できる書類を備え付けることを規定。

3. スケジュール

公布日:平成 21 年 1 月中旬

適用日:平成 22 年 1 月 1 日(改正技術基準省令の施行の日と同じ。)

以上